

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

平成30年2月28日

支出負担行為担当官

仙台入国管理局長 南 博之

下記のとおりオープンカウンター方式による見積もり合わせに付します。

記

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 等 事務用品供給契約
- (2) 数量・仕様等 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日
- (4) 納入場所 仕様書のとおり

2 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度法務省一般競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」においてD等級以上に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している

者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

カ 暴力的な要求行為を行う者

キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

コ その他前各号に準ずる行為を行う者

3 仕様書及び実施要領等の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

平成30年2月28日(水)から平成30年3月14日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)の8時30分から17時15分まで(12時00分から13時00分までの間を除く。)

(2) 交付場所

仙台入国管理局総務課会計係

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3-20

担 当：赤井 嘉崇

電 話：022-256-6076

F A X：022-298-9102

メー ル：si-somu04@i.moj.go.jp

4 見積書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限(郵送による場合も含む)

平成30年3月15日(木) 11時00分

(2) 提出場所

上記3(2)交付場所に同じ

(3) 提出方法

持参のほか郵送、FAX又はメールでの提出も可とする。ただし、見積書をFAX又はメールで提出した者が契約の相手方に決定した場合には、見積書の原本を提出すること。

5 見積合わせの日時

平成30年3月15日(木) 14時00分(非公開)

6 見積書の記載金額

- (1) 仕様書別紙「購入予定品目一覧」を利用することとし、単価欄に品目ごとの単価を記入して、それに予定数量を乗じて各品目の金額を算出すること。
- (2) 見積書に記載する見積価格は、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）。

7 見積もりの無効

本公示に示した参加資格のない者の行った見積りは無効とする。

8 契約保証金

全額免除

9 契約書等の作成

契約書又は請書の作成の要否については、支出負担行為担当官の指示に従うこと。

10 詳細は仕様書及び実施要領による。

仙台入国管理局オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領

(目的)

第1条 この要領は、仙台入国管理局（以下「当局」という。）が実施するオープンカウンター方式（以下「本方式」という。）による物品、役務その他の契約の見積合わせを行う場合の取扱いについて必要な事項を定める。

なお、見積合わせとは、2者以上から見積書を徴取し、その見積金額等を比較して契約の相手方を決定することである。

(定義)

第2条 本方式による見積合せとは、会計法（昭和22年法律第35条）第29条の3第5項に基づく随意契約を行うに当たり、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第99条の6に基づく見積合わせを行う場合において、見積書を徴取する相手方を特定することなく、法務省入国管理局ホームページ等に見積依頼の公示を行うことにより、見積合せに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第3条 この要領は、予決令第99条第2号から第7号までに規定するもののうち、当局が本方式による見積合わせによることが適当と認めるものを対象とする。

(見積書の提出)

第4条 見積合わせに参加する者（以下「参加者」という。）は、この要領に基づくほか、法務省入国管理局ホームページ等に掲載等された見積依頼の公示、仕様書等を熟読した上で見積りをしなければならない。

2 見積書の様式は任意（ただし、見積依頼の公示において、様式、記載方法等を示している場合は、それによる。）とするが、記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた合計金額（1円未満の端数があるときは、

その端数金額を切り捨てるものとする。)とし、見積依頼の公示において示した日時までに当局まで直接持参するものとする。

ただし、その他の提出方法が示されている場合は、この限りではない。

3 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

(見積合わせ)

第5条 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積合わせは、見積依頼の公示に示した日時に非公開で行う。

3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限の範囲内の価格の見積書がないときは、当局が選定した者への見積りを依頼できるものとする。

(見積りの無効)

第6条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

(1) 参加資格のない者が行った見積り

(2) 記名押印を欠く見積り

(3) 金額を訂正した見積り

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り

(5) 明らかに連合によると認められる見積り

(6) 同一人のお見積りで金額の異なる2通以上の見積り

(7) 前号各号に掲げるほか、この要領に規定された見積りに関する必要な条件を満たしていないとき

(契約の相手方の決定)

第7条 有効な見積書の提出を行った参加者のうち、予定価格の制限の範囲内で最も安価な金額を提示した者を契約の相手方とする。

2 予定価格の制限の範囲内で最も安価な見積書を提出した者が二人以上あるときは、くじ引きにより契約の相手方を決定する。くじ引きの日程等は、電話等により速やかに通知し、該当者が参加することができないときは、その者に代わって当局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。

(契約の締結)

第8条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合には、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から交付された契約書案に記名押印し、これを契約担当官等に提出しなければならない。

2 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合には、契約の相手に決定した後、速やかに請書を契約担当官等に提出しなければならない。

ただし、契約担当官がその必要はないと認めた場合は、この限りでない。

(参加資格)

第9条 見積合わせに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年、被保佐人又は補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、当局の求める「資格の種類」のD等級以上に各付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又

は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力的な要求行為を行う者

キ 法的な責任を超えた不当な要求行為をするもの

ク 取引に関して脅迫的な言動を有し、又は暴力を用いる行為を行う者

ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等業務を妨害する行為を行う者

コ その他前各号に準ずる行為を行う者

(その他)

第10条

- (1) 参加者は、見積提出後に、この要領、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 見積書の作成、提出等に係る費用は、全て参加者が負担すること。
- (3) 見積合わせを公正に執行することができない状態にあると認めるときは、見積合わせの執行を中止する。
- (4) 当局の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (5) 契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求める場合があるので、参加者はこれに従うこと。
- (6) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約の相手方が、正当な理由なく業務を履行しない場合等不誠実な行為をした場合においては、損害賠償の請求を行うことがある。

附則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。